

國學院大學學術情報リポジトリ

史料紹介：唐張九齡『曲江集』勅書内容総覧：
卷十一（上）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 『曲江集』勅書を読む会 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001389

唐 張九齡『曲江集』勅書内容総覧——卷十一(上)——

『曲江集』勅書を読む会

はじめに

本稿は『史学研究集録』第四〇号・第四一号・第四三三号(二〇一五年・二〇一七年・二〇一九年)で発表した「唐 張九齡『曲江集』勅書内容総覧 卷八―」「同―卷九―」「同―卷十一―」(以下、「内容総覧」と略記)の続編である。本稿では卷十一の勅書の前半六首を対象とする。卷十一に収録される全十五首の宛先の内訳は、突厥の毗伽可汗(一)、登利可汗(二六)、突騎施の蘇祿(一)、吐蕃の棄隸蹄贊(三)、契丹の李過折(一)、という周辺民族の首長のほか、王昱(一)、章仇兼瓊(一)ら地方官、そして金城公主(一)に対するものである。内容は多岐にわたり、起草時期も開元二十一年(七三三)から開元二十四年(七三六)までを含むと推定できる。

前稿の刊行後、曲江集の勅書に関わる論考として、赤羽目匡由「大武芸時代の渤海情勢と東北アジア」(荒野泰典他編『前近代の日本と東アジア―石井正敏の歴史学―』所収、アジア遊学二一四、勉誠出版、二〇一七年)、速水大「開元二三年の突

厥の「東下」と唐の情報収集」(金子修一先生古稀記念論文集編集委員会編『金子修一先生古稀記念論文集 東アジアにおける皇帝権力と国際秩序』所収、同編集委員会、二〇二〇年)、岡崎裕子「金城公主の書状―唐玄宗皇帝と和蕃公主の音信―」(前掲『東アジアにおける皇帝権力と国際秩序』所収)、そして古畑徹「張九齡作」勅渤海王大武芸書「四首作成年時再論」(同著『渤海国と東アジア』第二部補論所収、二〇二一年、以下、「再論」と略記)がある。また、古畑徹『渤海国と東アジア』は、これまでの古畑氏の『曲江集』の勅書に関係する論考を収録しているのみならず、「補注」や「追補」で発表後の研究を引いて再検討しており、重要である。

最近の研究のなかで注目したい動きは、『曲江集』などの文集に収録された詔勅の収録経緯と詔勅の位置づけに関するものである。古畑「再論」は、『直齋書錄解題』卷十六の記述に基づいて『曲江集』は張九齡自身の編集であり、収録される詔勅も、張九齡が保持した草稿であったとする(四二八―四三一頁)。金子修一「賜吐蕃宰相尚結贊書」三首について」(『東方学』

一四四、二〇二二年）は、陸贄の詔勅三首を材料に、文集に見える詔勅が「下書き(草稿)」であったことを明らかにしている。今後、『曲江集』の勅書を利用する際には、草稿である可能性が高いことに留意する必要があるだろう。したがって、古畑「再論」にみえる勅書に見える官職名は草稿段階の記述で不正確なものが含まれるとの見通し（四三八～四四〇頁）も、心に留めておかねばならない。

なお、卷十一に関する書き下し文も、もともと、國學院大學大学院における金子修一先生の演習での報告資料を参考に、『曲江集』勅書を読む会で、読み直した成果である。卷十一の勅書に関する諸氏の授業時の報告資料と発言は、大いに参考となった。また、金子先生には多くのご指導をいただいた。ここに記して金子先生をはじめとする皆様に感謝申し上げたい。ただし、諸氏の意見を参考にしたとはいえ、その後の検討で異なる意見を採用した場合もある。したがって、『曲江集』勅書を読む会に本史料紹介の責任があることを、再度お断りしておきたい。また、「内容総覧——卷十一——」まで附載していた諸表については、「内容総覧——卷十一(下)——」でまとめて収録することとした。

※本稿執筆時の会の主な参加者は以下の通りである。岡崎裕子・

菊地大・小林順至・中谷景介・張雯雯・速水大である。本文の内容の検討と執筆については、各勅書後に担当者名を記

し、菊地と張と速水が全体の総括を行った。(文責 速水)

凡例

- 本稿は、張九齡『曲江集』の注釈である。
- 全体の構成は、「本文」・「表」・「主要参考文献」・「参考史料」から成る。
- 「本文」部分には底本の巻数と条文番号(通号)・「題」・「本文」・「校勘」・「書き下し」・「宛先」・「起草時期」・「内容」を設けた。
- (通号)は『曲江集』収録の詔勅九十三条ならびに佚文の通し番号である。
- 「題」は底本ならびに参考諸本による詔勅名であるが、命題の経緯が判然としないと共に、題名と宛先間に異同が認められるため、別途「宛先」を設けた。
- 「本文」は『四部叢刊』(商務印書館、一九一九年)を底本とし、研究会での検討を踏まえて標点を付した。字体は九卷より原則として旧字体を用いたが、新字体を用いている部分もある。
- 「校勘」は底本と『四庫全書』(台湾商務印書館、一九八六年)・『全唐文』(中華書局、一九八三年)・『文苑英華』(中華書局、一九六六年)・『永樂大典』(中華書局、一九八六年)間の文字の異同を示した。本稿では「四庫」「全唐」「文苑」「永樂」と略記する。また、校勘の結果、底本を訂正する場合には、「校勘」にその旨を記し、「書き下し」では注記しない。
- 「書き下し」は研究会の検討を踏まえて、書き下し案を提示する。
- 「宛先」は文頭の「敕：：」以下の人物や集団とし、宛先が複数の場合は併記した。
- 「起草時期」は該当勅書の推定起草時期である。起草時期の詳細が不明なものについては「張九齡の勅書起草可能時期」とした。詳細は「唐 張九齡『曲江集』勅書内容総覧——卷八——」(『史学研究集録』第四〇号)の「解説」を参照されたい。
- 「内容」は各詔勅の概要を現代語で説明した。起草年代に関する簡単な考察を行っていることもある。
- 「内容」部分で挙げた参考文献ならびに参考史料は、後掲「主要参考文献」・「参考史料」と対応する。
- 引用史料は旧字体を用い、その他は新字体を用いる。また、現代中国漢字は新字体に改めた。
- 『曲江集』内の勅書の引用は、通号によって明示した。
- 「表」部分の各事項は「本文」部分と対応する。
- 「主要参考文献」部分は巻九の「内容」にて使用した文献、ならびに研究会の検討過程において参照した文献を列挙した。
- 「主要参考文献」の記載順は著者名の五〇音順とし、中国語文献は著者名のピンイン順とした。また、同一著者の文

○ 獻は刊行年月日順に並べた。

○ 「参考史料」で用いた史料は以下の諸本による。『旧唐書』

(中華書局、一九七五年)、『新唐書』(中華書局、一九七五年)、『冊府元龜』(中華書局、一九六〇年)、『資治通鑑』(中華書局、一九五六年)

本文

○ 十一——(通号五十八)

【題】

敕契丹知兵馬中郎李過折書^①

【本文】

敕契丹知兵馬中郎李過折等^②。卿比在蕃中、已知才略、一此行
事、十倍所聞、既立殊勳、又成大節、何其壯也。可突干狡筭^③、^①^⑤
覆、人面獸心、事其君長^④、不忠不義、處其種落、無信無思、專
持兩端、^⑤隨事向背、而屈列愚蔽、與之同惡。卿比觀變、實爲遠
圖、誅元凶而存一番、行權宜而合正道、所全者大、所慮實深。
今諸部帖然^⑥、皆卿之力也。且頃者携叛^⑦、又甚崎嶇^⑧、羊馬不保於
孳生、田疇不安於耕種。寄命山谷、併力干戈、總由頑凶、致此
勞苦。向若無卿此舉、信彼所行、以疲弊之殘人、當驍雄之巨衆、
彼則朝夕奔命、此方歲月攻守、而衆寡不敵、殲滅有期。賴卿先
見之明、遽爲轉禍之計、以救萬人之命、以成萬代之名、豈獨大
功、真爲上智。今將疇其井賦、異姓封王、以旌厥庸、且有後命。
在彼初有變故、乍應驚擾、百姓既知、^⑨想當安帖^⑩。卿可與張守珪
量事處置、務逐便宜。今既一家、愛同赤子、惟其所欲、隨事撫
存。春初尚寒、卿及衙官・刺史・縣令并百姓已下、^⑪竝平安好。
遣書指不多及。

【校勘】

〔1〕「敕契丹知兵馬中郎李過折書」——『文苑』「敕契丹知兵馬

李過析書

- (2) 「李過折」——「文苑」 「李過析」
- (3) 「可突干」——「文苑」 「全唐」 「可突干」
- (4) 「筭」——「全唐」 「算」
- (5) 「翻」——「文苑」 「全唐」 「翻」
- (6) 「君長」——「全唐」 「酋長」
- (7) 「思」——「文苑」 「全唐」 「四庫」 「恩」、文意から判断して「恩」を採る。
- (8) 「隨」——「四庫」 「隨」
- (9) 「屈烈」——「文苑」 「屈烈集作」 「全唐」 「屈烈」
- (10) 「比」——「文苑」 「此集作」
- (11) 「帖然」——「全唐」 「怙然」
- (12) 「携」——「全唐」 「攜」
- (13) 「又」——「文苑」 「聞」
- (14) 「併」——「全唐」 「並」
- (15) 「想」——「文苑」 「所」
- (16) 「帖」——「全唐」 「怙」
- (17) 「卿」——「文苑」 なし
- (18) 「并」——「文苑」 「全唐」 「並」
- (19) 「已」——「文苑」 「以」

【書き下し】

契丹知兵馬中郎李過折等に勅す。卿比このひ番中ばんちゆうに在りて、已に才略を知り、一たび此に事を行えば、十倍して聞く所なり、既

に殊勳を立て、また大節を成すは、何ぞ其れ壯んらんや。可突干狡算して翻覆し、人面獸心、其の君長に事えるは、不忠不義にして、其の種落を處するは、無信無恩なり、専ら兩端を押し、事に隨いて向背し、屈烈は愚敵なりて、之れと惡を同にす。卿比このひ變を觀て、實に遠圖を爲めて、元凶を誅して一番を存つ、權宜を行いて正道に合わせ、全うする所は大にして、慮る所は實に深し。今諸部帖然なるは、皆な卿の力なり。且つ頃ごろ携叛し、又た崎嶇甚だしく、羊馬は孳生に保てず、田疇は耕種に安せず。命を山谷に寄せ、力を干戈に併せ、總て頑凶により、此の勞苦に致す。向むかに若し卿の此の舉無く、彼の信ずる所を行わば、疲弊の殘人を以て、驍雄の巨衆に當り、彼は即ち朝夕に奔命し、此れ方に歳月に攻守し、衆寡敵せず、殲滅の期有る。卿の先見の明を頼みて、遽に轉禍の計を爲し、以て萬人の命を救い、以て萬代の名を成すは、豈に獨り大功ならんや、眞に上智と爲す。今將に其の井賦けいふを疇ちゆうり、異姓もて王に封じ、以て厥その庸ようを旌し、且に後命有らん。彼に在りて初めて變故有るは、乍いはに驚擾に應じ、百姓既に知り、思うに當に安帖たるべし。卿は張守珪と事を量りて處置し、務めて便宜を遂うべし。今既に一家となり、愛は赤子に同じ、其の欲する所を惟うに、事に隨いて撫存す。初春尚お寒し、卿及び衛官・刺史・縣令并せて百姓已下、竝びに平安にして好しかれ。書を遣わして指すも多きは及ばず。

【宛先】

契丹知兵馬中郎李過折等

【起草時期】

開元二十三年(七三五)正月、李過折が北平郡王に封ぜられる前

【内容】

開元二十二年(七三四)六月に張守珪に破れた契丹の実力者の可突于と王の屈烈(本勅書では「屈列」)は、偽って唐に降り、実際には突厥に付こうと企てた。これを察知した張守珪の部下王悔は、可突于と兵を分掌していた契丹衙官の李過折を誘って、可突于と契丹王の屈烈とを殺害させた。本勅書から、玄宗は李過折の功績を認めたことが分かる。

可突于殺害の報が玄宗にもたらされたのは開元二十二年の十二月であり、李過折を北平郡王・檢校松漠州都督としたのは開元二十三年の正月である〔史料一〕史料六〕。文中の「今將疇其井賦、異姓封王、以旌厥庸、且有後命。」の一文から、本勅書は李過折が北平郡王に封じられる前に起草されたと推定した。また「春初尚寒」から、本勅書の起草時期は開元二十三年の正月と判断される。

このとき李過折が授けられた官職については、諸史料〔史料四〕史料六〕で異同があるが、二〇〇一年に陝西省西安市東郊の唐墓より、李過折の墓誌が発見され(葛承雍二〇〇三)、そこに「特進・松漠府都督兼同幽州節度副使・北平郡王」〔史料七〕

と記述されることから、このとき授与された官職がわかる。また、李過折の北平郡王については、金子修一氏が唐王朝は概して内属した異民族に対する最高の爵位として郡王号を用いていたと指摘した(金子一九八六)。(張)

○十一—二(通号五十九)

【題】

敕突厥苾伽可汗書

【本文】

敕突厥苾伽可汗。比數有信、知彼平安、良足慰也。自爲父子、情與年深、中間往來、親緣義合。雖云異域、何殊一家、邊境之人、更無他慮。甚善甚善。此是兒可汗、能爲承順、副朕之所親厚、人間恩好、無以過之、長保此心、終享福祿、子孫萬代、豈獨在今。比秋氣漸冷、卿及平章事^①並平安好、遺書指不多及。

【校勘】

(一)「平章事」——『全唐』『文苑』「平章事首領部落」

【書き下し】

突厥苾伽可汗に敕す。比數^{このころ}しは信有り、彼の平安を知り、良に慰むるに足るなり。父子と爲りし自り、情は年と與に深く、中間に往來し、親緣の義^{かな}合^う。異域と云うと雖も、何ぞ一家に殊ならん、邊境の人、更^{また}く他慮無し。甚だ善し甚だ善し。此に是れ兒可汗、能く承順を爲し、朕の親厚する所に副^そい、人間^{じんかん}の恩好、以て之を過ぐる無し。長しえに此の心を保ち、終に福

祿を享くるは、子孫萬代、豈に獨だ今に在るのみならんや。
 比秋氣漸く冷し、卿及び平章事竝に平安にして好かれ、書を
 遣わして指すも多くは及ばず。

【宛先】

突厥苾伽可汗

【起草時期】

開元二十一年八月または二十二年八月

【内容】

苾伽可汗(默棘連)は、一般に毗伽可汗と記述され、『旧唐書』
 卷百四十四上・突厥伝・上にまとまった記載がある(以下、ピ
 ルゲ可汗と表記)。突厥第二可汗国初代可汗の阿史那骨咄祿(イ
 ルテリシユ可汗)の嫡子で、二代可汗の默曷(カプガン可汗)
 の死後、開元四年三代目を襲いだ。唐とは基本的に宥和政策を
 とり、開元九年(七二二)玄宗に請願して親子關係を結び、公
 主降嫁を求めた「史料八」。開元二十二年、大臣の梅祿暉に毒
 殺されると、玄宗は宗正卿李倕を持節弔祭使として派遣した(通
 号六十三参照)。起草時期は、ピルゲ可汗死去の開元二十二年
 十月が下限である(「史料九」および通号六十参照)。勅書には
 「比數有信、知彼平安、良足慰也」とあって、一定程度の交流
 が続いていた。そのことは『冊府元龜』外臣部・朝貢門および
 褒異門の諸記事からも認められる(「史料十・十一」)。

菅沼氏は、突厥は開元十五年に唐と和睦後、表面上は和平を
 保ちつつ、開元二十二年(七三三・七三三)には契丹の可

突于を支援、唐と対峙したとする(菅沼二〇一三)「史料十二」。
 対して玄宗は、開元十九年十一月、可汗の弟闕特勒の死去に伴
 い弔祭使を派遣し「史料十」、自ら起草した碑文を刻ませるな
 ど(小野川一九四三)、關係を重視し宥和策に努めた。以上の
 事情と、張九齡の勅書起草可能時期(『曲江集』勅書を読む会
 二〇一五・二六・二七頁参照)や「比秋氣漸冷」を考え合わせ、
 開元二十一年または二十二年の八月と推定した。(岡崎)

○十一—三(通号六十)

【題】

敕突厥可汗書

【本文】

敕兒登里突厥可汗。天不福善、禍終彼國、苾伽可汗傾逝、聞
 以惻然。自二十年間結爲父子、及此痛悼、何異所生。又聞、可
 汗繼立、蕃落竝得寧靜、良深悲慰、且知無他。朕與可汗先人、
 情重骨肉、亦既與朕爲子、可汗即合爲孫、以孫比兒、似疎少許。
 今脩先父之業、伏繼往時之好、此情更重、只可從親。若以爲孫、
 漸成疎遠。故欲可汗今者還且爲兒。義結既深、當熟思此意、人
 情終始、固亦可知。葬事所須、竝依來請。即與弔祭使將往、必
 令及期。言念宿昔、深懷感愴。春初猶冷、可汗及平章事、與首
 領部落、竝得如宜。遣書指不多及。

【校勘】

(一)「登里」——「全唐」「登利」

- (2) 「終」——「文苑」〔鐘〕
 (3) 「傾」——「全唐」〔頃〕
 (4) 「以」——「文苑」〔以集作〕
 (5) 「自」——「文苑」〔有〕
 (6) 「問」——「文苑」〔聞〕
 (7) 「伏繼」——「文苑」、「四庫」〔復繼〕、「全唐」〔復〕
 (8) 「與」——「文苑」〔并〕
- 【書き下し】

兒たる登里突厥可汗に敕す。天は善に福せず、禍は彼の國に終つき、苾伽可汗傾逝し、聞きて以て惻然さいわいたり。二十年間結びて父子と爲りて自り、此の痛悼に及ぶ、何ぞ所生に異ならんや。又た聞く、可汗繼立し、藩落竝びに寧靜を得ると、良に悲慰を深くし、且つ無他を知る。朕と可汗の先人と、情は骨肉より重し、亦た既に朕と子と爲れば、可汗即ち合に孫爲るべし。孫を以て兒に比ぶれば、疎ときこと少許の似し。今先父の業を脩め、伏して往時の好を繼よぎ、此の情更に重し、只だ親に従う可きのみ、若し以て孫と爲さば、漸く疎遠と成る、故に可汗に欲すらく、今者還た且に子と爲らんことを。義結ぶこと既に深し、當に此の意を熟つ思うべし、人情の終始も、固より亦た知るべし。葬事の須たいる所、竝びに來請に依る。即ちに弔祭使と與に將に往かんとす。必ず期に及ばしむ。言ことに宿昔を念いひ、深く感愴を懷くく。春初猶お冷し、可汗及び平章事、首領部落とともに、竝びに宜しきが如きを得ん。書を遣わして指すも多くは及ばず。

【宛先】

兒登里突厥可汗

【起草時期】

開元二十三年一月

【内容】

唐が突厥のビルゲ可汗死去の報告を受け、その後即位した登里可汗に哀悼の意を伝え、父子關係を結び直し、葬儀に使用する品物を送付することと弔祭冊立使を派遣することを約束した勅書である。

ビルゲ可汗の死の日時については、中国側史料「史料九・史料十四・史料十五」では異同があるが、ビルゲ可汗碑文などから開元二十二年十月で、唐に知らせが到着したのが十二月「史料九」であったと思われる。その後の「春初」であるため、本勅書の起草は開元二十三年一月と考えられる。ビルゲ可汗の死後、子の伊然可汗が即位したがすぐに死去し、弟の登利可汗が即位した。本勅書では伊然可汗については触れないが、「可汗繼立、蕃落竝得寧靜」の語は、ビルゲ可汗死後の混乱がある程度収めて登利可汗が即位したことを意味しているのかもしれない。玄宗はビルゲ可汗と父子關係を結んでいたため、概念上、登利可汗は玄宗から見ても孫に位置づけられるが、それでは疎遠になってしまふという理由で、父子關係を結び直した。

また、「史料十六」では、開元二十二年十二月に弔祭冊立使の李侗が派遣されたとするが、本勅書起草時の開元二十三年一

月でも、まだ使者は選定されていない。李侗の派遣が決定するのは同年同月起草の通号六十三のことであり、使者の派遣はさらにその後のこととなる。(速水)

○十一—四(通号六十一)

【題】

敕金城公主書

【本文】

敕金城公主。異域有懷、連年不捨、骨肉在愛、固是難忘、彼使近來、具知安善。又聞贊普情義、是事叶和、亦當善執柔謙、永以爲好。前後所請諸物、其中色種不違、仍別有條錄、可依領也。春晚極暄、想念如宜、諸下竝平安好、今令內常侍寶元禮往、遣書指不多及。

【校勘】

(一)「具」——『全唐』「且」

【書き下し】

金城公主に敕す。異域に懐い有り、連年捨てず、骨肉は愛しみに在り、固よりはれ忘れ難し、彼の使い近ごろ來たりて、具さに安善を知る。又、贊普の情義、是れ叶和を事とすると聞く、亦た當に善く柔謙を執り、永く以て好と爲すべし。前後に請う所の諸物、其の中の色種は違わず、仍お別に條録有り、依りて領すべし。春晚極めて暄かし、宜しきが如きを想念う、諸下竝びに平安に好しかれ。今内常侍寶元禮をして往かしむ、

書を遣わして指すも多くは及ばず。

【宛先】

金城公主

【起草時期】

開元二十三年三月

【内容】

起草時期は、『冊府元龜』開元二十三年三月に吐蕃の賀正使悉諾勃藏を寶元礼が赤嶺まで送ったという記事「史料十七」が勅書の「春晚」の語句と合致することから、開元二十三年三月と考えた。なお石見清裕氏は、「史料十七」により、「敕吐蕃贊普書一」(通号六十九「史料十八」)を開元二十三年三月発勅とした(石見二〇一六)。本勅書の「春晚極暄」は、通号六十九の「晩春極暄」と対をなしていることから、両書は同時期に起草されたと考えられる。

金城公主は高宗第六子雍王賢(章懷太子)の子嗣雍王守礼の娘で、中宗の養女となり、和蕃公主として景龍四年(七一〇)吐蕃王チデ・ツクツェンに嫁した「史料十九」。睿宗即位後、睿宗の養女となり「史料二十」、玄宗と義理の兄妹となった。このような血縁の読み替えは、皇帝と吐蕃王との緊密な舅甥關係維持のためであろう。公主は玄宗を「皇帝兄」、自身を「妹奴奴」と称する書翰を送り(岡崎二〇二〇)「史料二十一」、好和と戦鬪を繰り返す唐・吐蕃のはざままで、両国の融和に努めた。その経緯は「佐藤一九五八」に詳しい。ここでは、玄宗が公主

の希望どおりの品々を贈るとあって、公主への心配りが垣間見える。『曲江集』には、公主宛て勅書が他に二通あるほか(通号七十五・七十七)、吐蕃贊普宛て(通号六十九・七十一・七十三・七十四)にも消息が見える。開元二十三年春の兩國関係については、「石見二〇一六」を参照されたい。

寶元礼は、通号六十一・七十一・七十二・七十四・七十六に活動が見え、勅使として唐と吐蕃の間を往来した宦官である。宗元礼(通号七十五)も同一人物の可能性がある。勅命伝達者としての宦官の活動は、『曲江集』勅書を読む会二〇一九の表五「『曲江集』宦官名記載勅書・状一覧表」を参照。(岡崎)

○十一—五(通号六十二)

【題】

敕劍南節度王昱書

【本文】

敕劍南節度使・益州長史王昱。近得卿表、知蒙歸義等效命出力、自討西蠻。彼持兩端、宜其殘破、苟非生事、定是輸忠。亦卿等指麾、更張遠略。諸部所請朝貢、及蒙歸義等立功、竝委卿料。若合行賞、豈在_レ不來。時向炎蒸、路且修阻、郵傳之弊、公私可知、亦云重勞、非是有惜。想卿臨事、思其所宜、緣蠻落初寧、當須計議、若欲入奏、亦任暫來。春晚極暄、卿比如宜、遺書指不多及。

【校勘】

(1) 「在」——「四庫」「全唐」「有」

(2) 「向」——「全唐」「尚」

【書き下し】

劍南節度使・益州長史王昱に敕す。近く卿の表を得て、蒙歸義等命を效し力を出だし、自ら西蠻を討つを知る。彼れ兩端を持すれば、宜しく其れ殘破すべし、苟し事を生ずるに非ざれば、^{かなら}定ず是れ忠を輸さん。亦た卿等指麾し、更に遠略を張れ。諸部の請う所の朝貢、及び蒙歸義等の立功は、竝びに卿の料に委ぬ。若し合に賞を行へば、豈に來たらざるに在らんや。時炎蒸に向かい、路且た修阻にして、郵傳の弊、公私知るべく、亦た重勞と云うは、是れ惜しむ有るに非ず。想うに卿事に臨むに、其の宜しき所を思ふ、蠻落初めて寧んずるに緣りて、當に須らく計議すべし、若し入奏を欲さば、亦た暫來に任えよ。春晚極めて暄かし、卿比宜しきが如し、書を遣わして指すも多きは及ばず。

【宛先】

劍南節度使・益州長史王昱

【起草年月】

開元二十一年から開元二十四年までのいずれかの三月

【内容】

唐王朝と蒙歸義が緊密な連携のもと西蛮攻略を行ったとの王昱の報告に対し、慰勞するとともに、周辺諸民族への対応を指

示したものの。唐王朝と蒙婦義が緊密に連携を取っていたことは他の勅書からもうかがえる。「史料二十二」には唐王朝の人物である厳正誨や王承訓が蒙婦義と共に辺境の賊を討つたために行動したことがみえる。これは本勅書に見える蒙婦義による西蚕攻略の一つであろう。そして、その行動は蒙婦義の独断ではなく、唐との緊密な連携によるものであったと思われる。

王昱の劍南節度使・益州長史の任官時期は判然としなが、「史料二十三」から開元二十二年二月に就任していたことが確認できる。「史料二十四」では開元二十四年に、「史料二十五」では開元二十六年六月に王昱が再度劍南節度使に任じられたことが記され、「史料二十六」から開元二十六年の九月には左遷されていたことがうかがえる。これらのことから、本勅書の発布時期は、張九齡が勅書を起草できた期間内である開元二十一年から開元二十四年までのいずれかの三月であると考えられる。(小林)

○十一一六(通号六十三)

【題】

敕突厥登利可汗書

【本文】

敕突厥登利可汗。日月流邁、將逼葬期、崩慕之心、何可堪處。

朕以父子之義、情與年深、及聞宅兆、良以追悼。前哥利施頡斤至、所請葬料、事事不違。所以然者、將答忠孝。故喪紀之數、

禮物有加、道之所存、地亦何遠。今又遣從叔金吾大將軍佺持節弔祭、兼營護葬事。佺、宗室之長、信行所推、欲達其情、必重其使、以將厚意、更敦前約。且以為保忠信者、可以示子孫。息兵革者、可以訓疆場。故遣建碑立廟、貽範紀功。因命史官正辭、朕亦親為篆寫、以固終始、想體至懷。春中尚寒、可汗及平章事並平安好、遣書指不多及。

【校勘】

- (1) 「崩」——「四庫」「全唐」「悲」、「文苑」「想崩慕之心」
- (2) 「哥」——「文苑」「歌」
- (3) 「欲達其情」——「文苑」「欲遠集無遠字其情」
- (4) 「中」——「全唐」「初」
- (5) 「平章事」——「全唐」「文苑」「平章事部落」

【書き下し】

突厥登利可汗に敕す。日月流れ邁み、將に葬期に逼らんとし、崩慕の心、何ぞ堪うる可き處ならんや。朕父子の義を以て、情年と與に深く、宅兆を聞くに及び、まこと良以て追悼せん。前に哥利施頡斤至り、請う所の葬料、事事違わず。然る所以は、將に忠孝に答えんとす。故に喪紀の數、禮物の加うることに有り、道の存する所、地も亦た何ぞ遠しとせんや。今又た從叔金吾大將軍佺を遣わして持節弔祭し、兼ねて葬事を營護せしむ。佺は、宗室の長、信行推す所、其の情に達るを欲し、必ず其の使を重んじ、以て厚意を將え、更に前約を敦くせん。且に以為えらく忠信を保つ者、以て子孫に示すべし。兵革を息む者、以て疆場

に訓^むうべし。故に遣いして碑を建て廟を立て、範を貽し功を紀さしむ。因りて史官に命じて辭を正し、朕亦た親ら篆寫を爲し、以て終始を固め、想うに至懷を體さん。春中尚お寒し、可汗及び平章事、並びに平安にして好しかれ、書を遣わして指すも多くは及ばず。

【宛先】

突厥登利可汗

【起草年月】

開元二十三年二月

【内容】

本勅書は、突厥第二可汗国のビルゲ可汗の死去に際し、登利可汗に対して追悼を述べ、弔祭の使者として李佺を派遣し、碑廟の建立などについて指示したものである。突厥の要人の死去に際して、弔祭使を派遣し碑廟の建立を命じた事例としては「史料二十七」がある。起草年月に関しては、開元二十三年正月起草の通号六十時点では未定であった弔祭冊立の使者が李佺に決定していることと、勅書に「春中尚寒」とあること、そして、勅書に見える哥利施頡斤が「史料二十八」に「哥解骨支車鼻施頡斤」の名で開元二十一年正月に來朝していることから、開元二十三年二月とした。(小林)

主要参考文献

○日本語

伊瀬仙太郎 『中国西域経営史研究』(巖南堂書店、一九六八年、初版は一九五五年)

稲葉正就・佐藤長共訳・クンガードルジェ著 『チベット年代記』(法藏館、一九六四年、原題フウラン・テプテル)

Hu lan deb ther 一三四六年成立、解題は本書

参照)

石見 清裕 『唐・張九齡『曲江集』所収の対吐蕃国書四首について』(荒川正晴・柴田幹夫編『シルクロード

と近代日本の邂逅―西域古代資料と日本近代仏教―)所収、勉誠出版、二〇一六年)

同 『唐朝發給の「国書」一覽』(『アジア遊学』三所収、勉誠出版、一九九九年)

大澤 孝 『突厥碑文 その成立背景と歴史的意義』(『歴史と地理』七二二号、山川出版社、二〇一九年)

同 『近年におけるビルゲ可汗遺跡の発掘調査と亀石・碑文の方位からみた対唐関係―トルコ・モンゴル

合同調査隊による発掘調査簡介』(『史朋』三九、二〇〇七年)

大原 良通 『八世紀における吐蕃の対南詔国政策』(『日本西

蔵学会々報』四八、二〇〇二年)

岡崎 裕子 「金城公主の書状―唐玄宗皇帝と和蕃公主の音信」

(金子修一先生古稀記念論文編集委員会編「金子修一先生古稀記念論文集 東アジアにおける皇帝権力と国際秩序」所収、同編集委員会、二〇二〇年)

齊藤 茂雄 「突厥第二可汗国の内部対立―古チベット語文書

(P.1283)にみえるブグチョル (Bugchor)を手がかりに」(『史学雑誌』一二二(九)、二〇一三年)

小野川秀美 「突厥碑文訳注」(『滿蒙史論叢』四、座右宝刊行会、一九四三年)

同 「金城公主の入蔵」(前掲書上巻所収)

片山 章雄 「突厥ビルゲ可汗の即位と碑文史料」(『東洋史研究』五一(三)、一九九二年)

菅沼 愛語 「唐と突厥第二可汗国の和戦」(同「七世紀後半から八世紀の東部ユーラシアの国際情勢とその推移―唐・吐蕃・突厥の外交関係を中心に」所収、淡

金子 修一 「唐代の国際文書形式」(同「古代東アジア世界史論考―改訂増補 隋唐の国際秩序と東アジア」所収、八木書店、二〇一九年、初出は一九七四年)

水社、二〇一三年、初出は二〇〇一年および二〇〇九年)

同 「唐代の異民族における郡王号―契丹・奚を中心にして」(前掲書所収、初出は一九八六年)

同 「唐玄宗「御製御書」闕特勤碑文考―唐・突厥・吐蕃をめぐる外交関係の推移」(前掲書所収、初

同 「賜吐蕃宰相尚結贊書三首について」(『東方学』一四四、二〇二二年)

出は二〇〇一年)

川野 明正 「雲南の歴史―アジア十字路に交錯する多民族世界」(白帝社、二〇一三年)

鈴木 宏節 「唐代漠南における突厥可汗國の復興と展開」(『東洋史研究』七〇(一)、二〇一〇年)

『曲江集』勅書を読む会 「史料紹介 唐 張九齡『曲江集』勅書内容総覧―巻八」(『史学研究集録』四十号、二〇一五年)

同 「突厥トニユクク碑文劄記―斥候か逃亡者か」(『待兼山論叢』史学篇四二、二〇〇八年)

同 「史料紹介 唐 張九齡『曲江集』勅書内容総覧―巻十」(『史学研究集録』四三号、二〇一九年)

同 「突厥チョイル碑文再考」(『内陸アジア史研究』二四、二〇〇九年)

「三十姓突厥の出現―突厥第二可汗国をめぐる北アジア情勢」(『史学雑誌』一一五(十)、

- 二〇〇六年)
- 同 「二〇一九年度モンゴル国突厥関連遺跡調査簡記」
 (『神女大史学』三十七、二〇二〇年)
- 占 満江 「公主を詠じた詩について」(杏林大学外国語学
 部紀要) 十二、二〇〇〇年)
- 田村 実造 「遼朝建国前のキタイ族—その住地と八部につ
 て」(同『中国征服王朝の研究』上所収、東洋史
 研究会、一九六四年、初出は一九三八年)
- 林 謙一郎 「南詔国の成立」(『東洋史研究』四九(一)、
 一九九〇年)
- 同 「中国」と「東南アジア」のはざままで—雲南にお
 ける初期国家形成」(池端雪浦他編『岩波講座
 東南アジア史 第一巻 原始東南アジア世界』所
 収、岩波書店、二〇〇一年)
- 同 「南詔王権の確立・変質と唐・吐蕃関係—和親(公
 主降嫁)の意味するもの」(『唐代史研究』十二、
 二〇〇九年)
- 速水 大 「開元二二年度の唐と契丹」(『明大アジア史論集』
 一八、二〇一四年)
- 同 「開元二三年の突厥の『東下』と唐の情報収集」(前
 掲『東アジアにおける皇帝権力と国際秩序』所収、
 二〇二〇年)
- 日野開三郎 「唐代の和蕃公主」(『日野開三郎東洋史学論集』
 第九卷 北東アジア国際交流史の研究 上)所収、
 三一書房、一九八四年、初出は一九七八年)
- 同 「唐代和蕃公主の真仮制と資装費」(唐代史研究会
 編『隋唐帝国と東アジア世界』所収、汲古書院、
 一九七九年)
- 平田陽一郎 「隋唐帝国形成期における軍事と外交」(汲古書
 院、二〇二一年)
- 廣瀬 憲雄 「東アジアの国際秩序と古代日本」(吉川弘文館、
 二〇一一年)
- 藤澤 義美 「西南中国民族史の研究—南詔国の史的研究」(大
 安、一九六九年)
- 同 「唐朝雲南経営史の研究」(『岩手大学学芸学部研
 究年報』十、一九五六年)
- 同 「唐朝雲南経営史の研究(其二)—玄宗代の雲南
 経営」(『岩手大学学芸学部研究年報』十一、
 一九五七年)
- 藤野 月子 「王昭君から文成公主へ—中国古代の国際結婚—」
 (九州大学出版会、二〇一二年)
- 護 雅夫 「突厥と隋・唐阿王朝」(『古代トルコ民族史研究
 一』所収、山川出版社、一九六七年)
- 森安 孝夫 「シルクロードと唐帝国」(興亡の世界史5、講談
 社、二〇〇七年)
- 同 「吐蕃の中央アジア進出」(『金沢大学文学部論集』

史学科編』四、一九八四年)

山内 晋次 「唐よりみた八世紀の国際秩序と日本の地位の再

検討」(『続日本紀研究』二四五、一九八六年)

山口 瑞鳳 『吐蕃王国成立史研究』(岩波書店、一九八三年)

○中国語

葛 承雍 「对西安市東郊唐墓出土契丹王墓誌的解読」(考

古)二〇〇三年第九期)

吳 玉貴 『突厥第二汗国漢文史料編年輯考』下(中華書局、

二〇〇九年)

同 『突厥可汗国与隋唐關係史研究』(商務印書館、

二〇一七年)

岑 仲勉 『突厥集史』(中華書局、一九五八年)

参考史料

『史料一』『旧唐書』卷八 玄宗紀 開元二十二年十二月乙巳

条

乙巳、幽州長史張守珪發兵討契丹、斬其王屈烈及其大臣
可突干於陣、傳首東都、餘叛奚皆散走山谷。立其酋長李
過折爲契丹王。

『史料二』『新唐書』卷五 玄宗紀 開元二十二年条

六月壬辰、幽州節度使張守珪俘奚・契丹以獻。……十二
月戊子朔、日有食之。乙巳、張守珪及契丹戰、敗之、殺
其王屈烈。

『史料三』『資治通鑑』卷二百十四 唐玄宗紀 開元二十二年

条

六月、壬辰、幽州節度使張守珪大破契丹、遣使獻捷。
……(十二月)乙巳、幽州節度使張守珪斬契丹王屈烈及
可突干、傳首。

時可突干連年爲邊患、趙含章・薛楚玉皆不能討、守珪到
官、屢擊破之。可突干困迫、遣使詐降、守珪使管記王悔
就撫之。悔至其牙帳、察契丹上下殊無降意、但稍徙營帳
近西北、密遣人引突厥、謀殺悔以叛。悔知之。牙官李過
折與可突干分典兵馬、爭權不叶、悔說過折使圖之。過折
夜勒兵斬屈烈及可突干、盡誅其黨、帥餘衆來降。守珪出
師紫蒙州、大閱以鎮撫之。梟屈烈・可突干首于天津[橋]

之南。

〔史料四〕『旧唐書』卷百九十九下 契丹佗開元二十年条

二十年，詔禮部尚書信安王禕爲行軍副大總管，領衆與幽州長史趙含章出塞擊破之，俘獲甚衆。可突于率其麾下遠遁，奚衆盡降，禕乃班師。明年，可突于又來抄掠。幽州長史薛楚玉遣副將郭英傑・吳克勤・鄔知義・羅守忠率精騎萬人，并領降奚之衆追擊之。軍至淪關都山之下，可突于領突厥兵以拒官軍。奚衆遂持兩端，散走保險。官軍大敗，知義・守忠率麾下遁歸，英傑・克勤沒于陣，其下六千餘人，盡爲賊所殺。詔以張守珪爲幽州長史兼御史中丞以經略之。可突于漸爲守珪所逼，遣使僞降。俄又迴惑不定，引衆漸向西北，將就突厥。守珪遣管記王悔等就部落招諭之。時契丹衙官李過折與可突于分掌兵馬，情不叶，悔潛誘之，過折夜勒兵斬可突于及其支黨數十人。二十三年正月，傳首東都。詔封過折爲北平郡王，授特進，檢校松漠州都督，賜錦衣一副・銀器十事・絹綵三千疋。

〔史料五〕『冊府元龜』卷九百六十四 外臣部 封冊二 唐開元二十三年正月条

二十三年正月，契丹知兵馬官李過折來獻戎捷，制曰：「高懸爵秩，以待勳庸，能者得之，固其宜也。契丹兵馬官李過折，蕃中貴種，塞下雄才，其謀慮之深，既能轉禍，當義勇之發，何異疾雷。故得積年通誅，一朝蕩滌，使烏蠻之衆，復爲戎人，鷹揚之師，且息邊甲。言念誠節，宜超

等數。特加象輅之封，仍異龍城之禮。可封北平郡王同幽州節度副大使，賜帛一千疋。」

〔史料六〕『資治通鑑』卷二百十四 唐玄宗紀 開元二十三年

春正月条

春、正月，契丹知兵馬中郎李過折來獻捷。制以過折爲北

平王、檢校松漠州都督*。

*『資治通鑑考異』卷十三 「開元二十三年正月李過折

檢校松漠州都督」条の考異

實錄云「同幽州節度副大使」。舊傳云「授特進・檢校松

漠州都督」。按過折雖有功，唐未必肯使爲幽州節度使。

今從舊傳。

〔史料七〕李過折墓誌

唐故特進・松漠府都督兼同幽州節度副使・北平郡王李府

君墓誌銘 并序

府君諱過折，字過折，其先陰山王之種，即虜族也。初以

副相可突于執心偏強，太上皇忘之。府君知其故而爲之謀。

梟其首而獻其可，然後率彼部落數千餘人，咸挺身以許國，

遂將命而歸天。府君累撫勳庸，特封茅土，代濟其美，因

家京兆焉，况殘孽未殄，卒罹于谷，開元廿三年忽以衆寡

不敵，奄終王事，春秋四十有二矣。嗚呼，其生也榮，其

亡也哀，頃逢險艱，靡及安厝，今來卜宅，願畢封樹矣，

即以永泰二年歲次景午四月丙戌朔十二日丁酉遷葬於灞陵

原，禮也。夫人羊氏，閨闈令淑，琴瑟惠和。鸞鏡先沉、

自起釐然之痛。龍泉次没、空盈逝者之悲。嗣子神策軍行

營都知兵馬使・蓋屋已來都防禦使・開府儀同三司・試太

常卿兼石武衛大將軍・交河郡王忠誠、孝本因心、泣惟繼

血、猶恐壑舟易失、石火難留、爰命不才、式題銘曰、千

夫長、萬夫長、倏兮來、忽兮往。驪岫北、灞陵東、于嗟

府君兮居其中、刻貞石兮銘有功、與天地兮相終。

左衛倉曹參軍張戔撰、金紫光祿大夫試光祿卿段晏書

〔史料八〕『旧唐書』卷百九十四上 突厥伝 開元九年条

俄又遣使請和、乞與玄宗爲子、上許之。俄請尚公主、上

但厚賜而遣之。

〔史料九〕『資治通鑑』卷二百十四 唐玄宗紀 開元二十二年

冬十二月条

冬、十二月、……突厥毗伽可汗爲其大臣梅錄啜所毒、未

死、討誅梅錄啜及其族黨。既卒、子伊然可汗立、尋卒、

弟登利可汗立、庚戌、來告喪。

〔史料十〕『冊府元龜』卷九百七十五 外臣部 褒異二

〔開元二十年〕二月癸巳(二十日)、突厥首領烏鶻達干來

朝、賜帛二十疋、放還蕃。

七月庚子(七月に庚子無し)、突厥可汗堂弟阿支監擦來朝、

授將軍、放還蕃。

〔開元二十一年〕三月乙卯(十七日)、突厥遣使斯璧紆思

解闕等十六人來朝、竝授郎將、賜帛六十匹、放還蕃。

四月壬戌(二十六日)……突厥大使烏鶻達干來朝、宴于

內殿、授將軍、賜帛一百疋、放還。(同書卷九百七十一・

外臣部・朝貢四)

九月……戊寅(二十日)、突厥遣其大臣牟伽難達干等

十二人來朝。竝授郎將、賜綵六十疋、放還蕃。(同書卷

九百七十一は、十三人に作る)

〔開元二十二年〕三月乙酉(二十四日)、突厥遣其大臣斯

璧紆思解闕來朝、授左金吾衛大將軍員外、賜紫衣、錦袍、

繡半臂、金鈿帶、魚袋七事、絹二百疋、金銀器六事、放

還蕃。

〔史料十二〕『冊府元龜』卷九百七十九 外臣部 和親二 唐

開元二十二年四月条

二十二年四月、突厥遣使來朝謝婚。表曰、自遣使入朝已

來、甚好和同、一無虛誑。……僅使哥解粟必謝婚、他滿

達干請期、獻馬四十疋充押馱。

〔史料十二〕『資治通鑑』卷二百十四 唐玄宗紀 開元二十一

年閏三月癸酉条

幽州道副總管郭英傑與契丹戰于都山、敗死。……可突于

引突厥之衆來合戰、奚持兩端、散走保險、唐兵不利。

〔史料十三〕『冊府元龜』卷九百七十五 外臣部 褒異二 唐

開元十九年四月条

四月辛巳(三日)、突厥可汗弟闕特勒卒。帝降書弔之曰

……今申弔賻、并遣致祭、諭意旨、薦茲禮物。(是年

十一月詔金吾將軍張去逸、都官郎中呂向齋璽書入戎弔并

爲立碑文、帝自爲碑文廟、仍立祠、刻石爲像)

* 『資治通鑑』卷二百十三 唐玄宗紀は三月とする

〔史料十四〕 『旧唐書』卷百九十四上 突厥伝 開元二十年条

二十年、闕特勤死、詔金吾將軍張去逸・都官郎中呂向齋
璽書人審弔祭、并爲立碑、上自爲碑文、仍立祠廟、刻石
爲像、四壁畫其戰陣之狀。二十年、小殺爲其大臣梅錄叅
所毒、藥發未死、先討斬梅錄叅、盡滅其黨。既卒、國人
立其子爲伊然可汗。詔宗正卿李佺往弔祭、并册立伊然、
爲立碑廟、仍令史官起居舍人李融爲其碑文。無幾、伊然
病卒、又立其弟爲登利可汗。

〔史料十五〕 『新唐書』卷二百十五下 突厥伝

默棘連請昏既勤、帝許可、於是遣哥解栗必來謝、請昏期。
俄爲梅錄叅所毒、忍死殺梅錄叅、夷其種、乃卒。帝爲發
哀、詔宗正卿李佺弔祭、因立廟、詔史官李融文其碑。國
人共立其子爲伊然可汗。

〔史料十六〕 『冊府元龜』卷九百七十五 外臣部 褒異二 唐

開元二十二年十二月条

十二月庚戌、突厥毘伽可汗小殺爲其大臣梅錄叅所毒而卒。
帝悼之、輟朝三日。……甲寅、於雒城南門舉哀、命宗正
李佺弔祭焉。

〔史料十七〕 『冊府元龜』卷九百八十 外臣部 通好 唐開元

二十三年三月条

二十三年三月、命内使寶元禮使於吐蕃使悉諾勃臧還蕃、

命通事舍人楊紹賢往赤嶺以宣慰。

〔史料十八〕 『曲江集』卷十一「敕吐蕃贊普書」通号六十九

皇帝問贊普。緣國家先代公主既是舅甥、以今日公主即爲
子婿、如是重姻、何待結約。……晚春極暄、贊普及平章
事首領竝平安好、有少信物、別具委曲、遺書指不多及。

〔史料十九〕 『唐会要』卷六 和蕃公主

金城。雍王守禮女、神龍三年四月十四日降于吐蕃贊普。

〔史料二十〕 『唐大詔令集』卷四十二「册金城公主文」(景雲

二年六月二十日)

維景雲二年歲次辛亥□月二十日癸亥、皇帝若曰、咨爾金
城公主……今猶子屬愛、何異所生、然叔父繼恩、更思敦
睦、是命用朝散大夫試司賓少卿護軍曹國公甘昭充使、試
詹事丞攝太子贊善大夫沈皓仙爲副、持節往册。爾爲朕長
女、依舊封金城公主、率由嬪則、無替爾儀、載光本朝、
俾又蕃服、豈可不慎歟。

〔史料二十一〕 『冊府元龜』卷九百七十九 外臣部 和親二

唐開元四年八月条および開元五年三月条

四年八月吐蕃請和、從之、賞賜金城公主及贊普錦帛……
公主奉表謝恩曰、金城公主奴奴言、仲夏盛熱、伏惟皇帝
兒……

五年三月、吐蕃贊普又遣使奉表請和、金城公主上表曰、

金城公主奴奴言、季夏極熱、伏惟皇帝兒……

〔史料二十二〕 『金石萃編』卷百六十「南詔德化碑」(便宜的に

詔勅の対象者を()で示した)

……泊先詔(皮羅閣) 與御史嚴正誨靜邊寇、先王統軍打石橋城、差詔(閣羅鳳) 與嚴正誨攻石和子。父子分師、兩殄兇醜。加左領軍衛大將軍。無何、又與中使王承君同破劍川、……

〔史料二十三〕 『冊府元龜』卷百六十二 帝王部 命使二 唐開元二十三年二月辛亥条

辛亥、初置十道採訪處置使。……益州長史・持節劍南節度副大使王昱爲劍南道採訪使。

〔史料二十四〕 『旧唐書』卷百九十六上 吐蕃上 開元二十四年条

……太僕卿王昱爲益州長史・劍南節度使、分道經略、以討吐蕃。仍令毀其分界之碑。

〔史料二十五〕 『資治通鑑』卷二百十四 唐紀三十 開元二十六年六月条

辛丑、以岐州刺史蕭昊爲河西節度使總留後事、鄯州都督杜希望爲隴右節度使、太僕卿王昱爲劍南節度使。

〔史料二十六〕 『資治通鑑』卷二百十四 唐玄宗紀 開元二十六年九月条

初、儀鳳中、吐蕃陷安戎城而據之、其地險要、唐屢攻之、不克。劍南節度使王昱築兩城於其側、頓軍蒲婆嶺下、運資糧以逼之。吐蕃大發兵救安戎城、昱衆大敗、死者數千人。昱脫身走、糧仗軍資皆棄之。貶昱栢州刺史、再貶高

要尉而死。

〔史料二十七〕 『新唐書』卷二百十五下 突厥伝 開元十九年 条

十九年、闕特勒死、使金吾將軍張去逸・都官郎中呂向奉璽詔弔祭、帝爲刻辭于碑、仍立廟像、四垣圖戰陣狀、詔高手工六人往、繪寫精肖、其國以爲未嘗有、默棘連視之、必悲梗。

〔史料二十八〕 『冊府元龜』卷九百七十一 外臣部 朝貢四 唐開元二十三年正月条

二十三年正月、突厥哥解骨支車鼻施頡斤來朝。